

平成25年12月25日
畜水産安全管理課

抗菌性飼料添加物による薬剤耐性菌のリスク評価

1. 食品安全委員会の評価結果

平成15年12月、家畜等に使用する抗菌性飼料添加物による薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価を、農林水産大臣から食品安全委員会に依頼した。これまでに、以下の11種類の抗菌性飼料添加物について回答があった（下線部は、前回の報告（平成25年6月10日）後に回答があったもの）。

(1) 評価結果：「家畜等に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度」

- ・ モネンシンナトリウム (平成18年9月)
- ・ ノシヘプタイド (平成24年9月)
- ・ センデュラマイシンナトリウム (平成25年4月)
- ・ ラサロシドナトリウム (平成25年4月)
- ・ サリノマイシンナトリウム (平成25年6月)
- ・ ナラシン (平成25年6月)
- ・ フラボフォスフォリポール (平成25年11月)

(2) 答申：「薬剤耐性菌を選択する可能性はないと考えられ、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる」

- ・ アンプロリウム (平成25年9月)
- ・ エトパベート (平成25年9月)
- ・ クエン酸モランテル (平成25年9月)
- ・ ナイカルバジン (平成25年9月)

2. 評価を踏まえた農林水産省の対応

家畜等に抗菌性飼料添加物を利用することにより選択される薬剤耐性菌のリスクを低減するため平成25年3月に策定した「抗菌性飼料添加物のリスク管理措置策定指針」に基づき、以下の措置を継続して実施する。

(1) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づき、以下の措置を実施する。

① 抗菌性飼料添加物を使用可能な飼料の給与対象の家畜種や給与時期を規定

② 対象飼料ごとに使用可能な飼料添加物とその濃度を規定

(2) 薬剤耐性菌の動向を的確に把握するため、健康家畜由来細菌での動物用医薬品や飼料添加物として用いられる抗菌性成分等に対する薬剤感受性調査等を実施する。

3. 今後の予定

残りの14種類の飼料添加物についても、順次評価が行われる予定であり、評価が出次第、「抗菌性飼料添加物のリスク管理措置策定指針」に基づき、リスク管理措置を実施していく。